

函 教 学

令和3年(2021年)4月7日

総務常任委員会委員 各位

教育委員会学校教育部

部長 永 澤 篤

参考資料の配付について

このことについて、下記資料を別添のとおり配付いたします。

記

- 1 市立学校における児童生徒健康診断票の紛失について

(学校教育課 21-3531)

## 市立学校における児童生徒健康診断票の紛失について

### 1 主な経過

市内小学校において、令和3年（2021年）3月に児童生徒健康診断票1名分が所在不明である旨の報告が担当職員から校長になされた。

当該校では、書類を探したが、発見することはできなかった。

この書類については、平成30年（2018年）11月に当該児童が他校から転入した際に、当該校が收受すべきものであるが、学校として十分な確認をせず、所在不明のまま、現在に至っていた。

当該校においては、書類を探したが発見できなかったため、当該児童の前在籍校に書類の有無について問い合わせを行ったが、前在籍校でも発見できず、書類は現在所在がわかっていない。

当該校においては、当該児童の保護者に謝罪するとともに、各種残存書類などを用いて可能な限りの復元を行うことを説明した。

### 2 紛失した書類

紛失した児童生徒健康診断票は一葉からなっており、児童生徒の健康診断結果（身長・体重・各種疾患・栄養状況）および歯科検診の結果が記入されるもので、経年使用するものである。

### 3 紛失の原因等

- (1) 当該校においては、重要書類を收受する際の手順などが定められており、通常は規定どおりの対応を行い、開封を担当する職員から管理職を経て、担当職員の手へ渡るものであるが、今回の不明書類の收受の際は、管理職、收受担当者、担当職員によるそれぞれの確認が不十分であり、また、書類が手元に届いていないことを認識しながらも、必要な対応を行っていなかった。
- (2) 管理職が、学校に常備し一定の期間保管しなければならない書類の適切な管理・保存に必要なと思われる措置を行っていなかった。

### 4 再発防止と今後の対応

各学校において、児童生徒の個人情報に記載された書類の送付や收受を定められた手順のとおりに行うよう、4月の校長会議において指導を行った。今後は、さらに教育委員会として、文書送付・收受の方法を見直した上で、各学校に周知・徹底を図る。